

期日指定定期預金規定新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
<p>4. (利 息)</p> <p>(1)~(4) 省 略</p> <p>(5)この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 <u>2年以上利率×30%</u></p> <p>②~⑥ 省 略</p> <p>(以下省略)</p>	<p>4. (利 息)</p> <p>(1)~(4) 省 略</p> <p>(5)この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>②~⑥ 省 略</p> <p>(以下省略)</p>